２０２６年４月１５日（水）　ＨＰ公開以降の更新履歴

<table>
<tr><th rowspan="2">更新
月日</th><th rowspan="2">設置
ファイル名</th><th rowspan="2">更新
ページ</th><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">更新内容</th></tr>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td rowspan="3">5/21</td><td>公募要領＜個人申請編＞
公募要領＜法人申請編＞</td><td>Ｐ７２</td><td>５．事業の実施　補助事業の開始～補助金支払い
５－３．【複数年度事業｜本年度（１年目）】補助事業の開始～完了
（１）補助事業の開始</td><td>・交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業（ＢＥＬＳの取得）に着手してください。
・交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後にＺＥＨポータルから「補助対象工事未着手証明書」をダウンロードし、作成してください。

【交付決定前に確認済証を取得済である場合の追加書類】
① 建設住宅性能評価書取得予定の場合：基礎配筋検査合格証
② 住宅瑕疵担保責任保険に加入予定の場合：基礎配筋現場検査結果通知書
③ 上記①②に当てはまらない場合：基礎コンクリート納品書</td><td>交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助事業（ＢＥＬＳの取得）に着手してください。</td></tr>
<tr><td>公募要領＜個人申請編＞
公募要領＜法人申請編＞</td><td>Ｐ７３</td><td>５．事業の実施　補助事業の開始～補助金支払い
５－４．【複数年度事業｜本年度（１年目）】完了実績報告～補助金支払い
（１）本年度（１年目）の完了実績報告及び補助金の額の確定</td><td>提出資料一覧
ＺＥＨポータルへのデータアップロードにより申請
<table><tr><th>No.</th><th>提出資料</th><th>詳細</th></tr><tr><td>1</td><td>補助対象工事未着手証明書</td><td>ＺＥＨポータルからダウンロードした規定様式に記載の上、提出すること。
交付決定前に確認済証を取得している場合、追加書類を提出すること。（Ｐ７２参照）</td></tr><tr><td>2</td><td>平面図、立面図（ＢＥＬＳ申請時に提出したもの）</td><td>評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。</td></tr><tr><td>3</td><td>ＢＥＬＳ</td><td>・　評価書には、交付申請時に示したＺＥＨランクの省エネ性能表示を取得していること。
・　交付決定日以降の日付であること。</td></tr><tr><td>4</td><td>一次エネルギー消費量計算結果（住宅版）
Ver.3.60以降のもの（ＢＥＬＳ申請時に提出したもの）</td><td>評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。</td></tr><tr><td>5</td><td>外皮計算書（ＢＥＬＳ申請時に提出したもの）
（建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）</td><td>交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。
なお、評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。</td></tr><tr><td>6</td><td>補助金の振込先が確認できる資料</td><td>補助事業者名義の口座であること。</td></tr></table>（注１）資料には補助事業者名が記載されていること。
（注２）確認済証は後年度（２年目）の申請時に提出すること。</td><td>本年度（１年目）の完了実績報告時の提出資料一覧から「補助対象工事未着手証明書」を削除し、
後年度（２年目）の申請時に提出するよう（注２）に追記。
提出資料一覧
ＺＥＨポータルへのデータアップロードにより申請
<table><tr><th>No.</th><th>提出資料</th><th>詳細</th></tr><tr><td>1</td><td>平面図、立面図（ＢＥＬＳ申請時に提出したもの）</td><td>評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。</td></tr><tr><td>2</td><td>ＢＥＬＳ</td><td>・　評価書には、交付申請時に示したＺＥＨランクの省エネ性能表示を取得していること。
・　交付決定日以降の日付であること。</td></tr><tr><td>3</td><td>一次エネルギー消費量計算結果（住宅版）
Ver.3.60以降のもの（ＢＥＬＳ申請時に提出したもの）</td><td>評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果（評価機関の押印があるもの）を提出すること。</td></tr><tr><td>4</td><td>外皮計算書（ＢＥＬＳ申請時に提出したもの）
（建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要）</td><td>交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。
なお、評価機関に提出したもの（評価機関の押印があるもの）に限る。</td></tr><tr><td>5</td><td>補助金の振込先が確認できる資料</td><td>補助事業者名義の口座であること。</td></tr></table>（注１）資料には補助事業者名が記載されていること。
（注２）補助対象工事未着手証明書及び確認済証は後年度（２年目）の申請時に提出すること。</td></tr>
<tr><td>8/27</td><td>公募要領＜個人申請編＞</td><td>Ｐ１４</td><td>２．事業概要
２－５．補助対象住宅</td><td><table><tr><th colspan="2">補助対象となる住宅</th></tr><tr><td>2</td><td>申請者が、常時居住する住宅であること。※1
・　申請者は、事業完了後※2速やかに補助対象となる住宅に居住すること。
完了実績報告※3の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助金を交付できません。
・　二世帯住宅において、二世帯各々で申請する場合は区分登記が必要です。区分登記された登記事項証明書等（表題部のみ）を完了実績報告※3時に提出してください。
区分登記ができないものは、１世帯の申請とします。
・　別荘、セカンドハウス等は補助対象外です。</td></tr><tr><td>3</td><td>ＺＥＨ又はＺＥＨ＋の交付要件を満たす住宅であること。</td></tr></table></td><td>No.2から「二世帯住宅において、二世帯各々で申請する場合は区分登記が必要です。区分登記された登記事項証明書等（表題部のみ）を完了実績報告時に提出してください。」を削除。
「申請単位はBELSの住戸評価に係る評価書１件につき１申請であること」を追記。
<table><tr><th colspan="2">補助対象となる住宅</th></tr><tr><td>2</td><td>申請者が、常時居住する住宅であること。※1
・　申請者は、事業完了後※2速やかに補助対象となる住宅に居住すること。
完了実績報告※3の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は、原則補助金を交付できません。
・　別荘、セカンドハウス等は補助対象外です。</td></tr><tr><td>3</td><td>ＺＥＨ又はＺＥＨ＋の交付要件を満たす住宅であること。</td></tr><tr><td>4</td><td>申請単位はＢＥＬＳの住戸評価に係る評価書１件につき１申請であること。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>公募要領＜個人申請編＞
公募要領＜法人申請編＞</td><td>Ｐ４６</td><td>３．交付要件
３－５．選択要件及び追加設備等の交付要件
（６）高度エネルギーマネジメント
①ＨＥＭＳの機器要件　ｄ</td><td>計測されたデータの表示ができること。（ただし、2世帯住宅や非居住部分があり分割してBELSを取得している場合、エネルギー計算に含まない範囲は計測対象から外すこと）</td><td>計測されたデータの表示ができること。（ただし、非居住部分があり住戸部分でBELSを取得している場合、エネルギー計算に含まない範囲は計測対象から外すこと）</td></tr>
<tr><td>9/30</td><td>公募要領＜個人申請編＞
公募要領＜法人申請編＞</td><td>Ｐ２２</td><td>２．事業概要
２－１０．注意事項
（２）複数年度（２か年）事業について</td><td><table><tr><td>２か年事業</td><td>・　各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。
・　後年度（２年目）の補助金額は、本年度（１年目）の交付決定時に定めた申請予定額を超えることはできません。
・　本年度（１年目）の交付決定時に定めた補助対象住宅の区分（ＺＥＨ・ＺＥＨ＋）及びＺＥＨランク（『ＺＥＨ』・Nearly ＺＥＨ・ＺＥＨ Oriented）を原則変更することはできません。</td></tr><tr><td>事業開始</td><td>・　本年度（１年目）の交付決定後にＢＥＬＳの取得を完了し、後年度（２年目）の交付決定後に高性能断熱外皮（断熱材、窓）及び高性能設備に係る補助事業を開始し、完了させてください。
・　ただし、交付規程第１３条に基づき、本年度（１年目）の完了実績報告時に「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、ＳＩＩの承認を受けた事業は、２０２７年４月１日（木）以降、後年度（２年目）の交付決定を待たずに事業着手が可能です。「翌年度補助事業開始承認申請」を提出しない事業は、後年度（２年目）の交付決定まで後年度事業に着手することができません。
・　なお、２０２７年４月１日（木）より前に補助対象工事に着手した場合は、事前着手とみなされ、補助金が支払われない場合があります。</td></tr><tr><td>補助金の返還</td><td>後年度（２年目）に補助事業を継続しない場合は、交付規程第１３条第２項に基づき、本年度（１年目）に交付した補助金の返還を求めます。</td></tr></table></td><td>交付規程の参照条項を「第14条」に修正。
<table><tr><td>２か年事業</td><td>・　各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。
・　後年度（２年目）の補助金額は、本年度（１年目）の交付決定時に定めた申請予定額を超えることはできません。
・　本年度（１年目）の交付決定時に定めた補助対象住宅の区分（ＺＥＨ・ＺＥＨ＋）及びＺＥＨランク（『ＺＥＨ』・Nearly ＺＥＨ・ＺＥＨ Oriented）を原則変更することはできません。</td></tr><tr><td>事業開始</td><td>・　本年度（１年目）の交付決定後にＢＥＬＳの取得を完了し、後年度（２年目）の交付決定後に高性能断熱外皮（断熱材、窓）及び高性能設備に係る補助事業を開始し、完了させてください。
・　ただし、交付規程第１４条に基づき、本年度（１年目）の完了実績報告時に「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、ＳＩＩの承認を受けた事業は、２０２７年４月１日（木）以降、後年度（２年目）の交付決定を待たずに事業着手が可能です。「翌年度補助事業開始承認申請」を提出しない事業は、後年度（２年目）の交付決定まで後年度事業に着手することができません。
・　なお、２０２７年４月１日（木）より前に補助対象工事に着手した場合は、事前着手とみなされ、補助金が支払われない場合があります。</td></tr><tr><td>補助金の返還</td><td>後年度（２年目）に補助事業を継続しない場合は、交付規程第１４条第２項に基づき、本年度（１年目）に交付した補助金の返還を求めます。</td></tr></table></td></tr>
</table>